

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	00000000				
事務事業名	農業振興地域整備事業				
予算書の事業名	なし				
事業期間	開始年度	昭和48年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25~H27)への記載	無		実施計画(H26~H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	03020200
部名等	産業建設部	
課名等	農林水産課	
係名等	農政振興係	
記入者氏名	谷 恵理子	
電話番号	0765-23-1032	

政策体系上の位置付け	コード2	312009
政策の柱	基1 にぎわい、活力あるまちづくり	
政策名	1 地域の特性を活かした農林水産業の振興	
施策名	2. 林業の振興	
区分	なし	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	00000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要 (どのような事業か)	◆実施計画への記載予定事業内容	単位	上段・計画：下段・実績						
			計画						
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
<p>農業生産力の維持強化に向け、優良農地の確保と整備を図り、農用地の効率的な利用に努める。地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な住民のニーズに対応した農業の展開や地域産業の振興等、健全な地域社会を築くため、計画的な土地利用を行う。</p>	H26 H27 H28								
<p>＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞</p> <p>①魚津農業振興地域内の農用地区域 ②市民（土地所有者）や土地開発等業者</p>	対象指標	① 農用地区域面積	ha	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870	
		② 除外願件数	件	1,875	1,876	30	30	30	
		③		30	30	42			
<p>＜平成24年度における事業見直しの有無＞</p> <p>見直し無</p>	活動指標	① 計画変更の回数	回	4	4	4	4	4	
<p>＜平成25年度の主な活動内容＞</p> <p>除外願により（年4回：5・8・11・2月受付）農用地区域から除外するため魚津農業振興地域整備計画の変更を行う。 富山県農業振興地域整備基本方針の変更により、魚津市農業振興地域整備計画の変更を行う。</p>		② 軽微な変更計画	回	4	4	5	5	4	
		③		0	2	4	4	4	
<p>＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞</p> <p>農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定し、優良農地の確保・保全に努める。 社会情勢の変化による農地の開発需要に対し、営農環境の保全に留意した適正な土地利用へ誘導する。 住民や土地開発等業者は、土地利用に関する法律を守り、適正な土地利用に努める。</p>	成果指標	① 農用地区域から除外した面積	ha	4	4	1	1	1	
		② 農用地区域へ編入した面積	ha	1	1	1	1	1	
		③		3	3				
<p>＜施策の目指すがた＞</p> <p>優良農地の確保と整備を図り、農用地の効率的な利用に努め、計画的な土地利用を行う。</p>		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
<p>◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯</p> <p>富山県により昭和47年3月28日、農業振興地域が指定され、これを受けて昭和49年1月26日には魚津農業振興地域整備計画が策定されている。これにより、農用地区域から除外するには農業振興地域整備計画を変更しなければならないこととなり、この事務事業が開始された。</p>	費目		実績						
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
<p>◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）</p> <p>近年、宅地分譲及び共同住宅の需要増により、宅地への転用を目的とした農用地区域からの除外願出が増加している。</p>	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	
		(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0	
		子算(決算)額(1)～(4)の合計	(千円)	0	0	0	0	0	
<p>◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)</p> <p>特になし</p>	支出内訳	(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	
		(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	
		(5)その他	(千円)	0	0	0	0	0	
		A. 子算(決算)額(1)～(5)の合計	(千円)	0	0	0	0	0	
<p>◆県内他市の実施状況</p> <p>●把握している ○農産物生産に対するより一層の財政支援が求めら</p>		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	3	
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	
<p>◆市民と行政の協働状況</p> <p>○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない</p>		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	8,238	8,358	8,360	8,360	8,360	
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	8,238	8,358	8,360	8,360	8,360	
		(参考)人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	優良農地の確保と整備を図り、農用地の効率的な利用に努め、計画的な土地利用を行うことにより、土地と自然との調和のとれた適正な土地利用がなされ、まさに活力が生まれていく。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	農業振興地域の整備に関する法律	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	成果実績不明
成果向上の余地なし。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	農業振興地域整備計画の変更には県知事の同意を得なければならないため、県へ資料等を提出するために必要なコピー代・ファイルなどの事務用品を購入する予算が必要である。現在も必要以外のものは購入しておらず、これ以上の削減はできない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	年4回、農用地区域からの除外の受付をしており、1回につき7件程度提出され、年間では30件前後の件数となる。開発行為許可申請を必要とする面積のものや雨水対策など、県の関係課等や願出者との調整に多くの時間を必要とする案件や県から現地確認の報告を求められる案件が増加していること、また除外願出前の相談に伴う現地確認や県への問い合わせ等も増加している。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	農用地区域からの除外によって、願出者は農地の転用が可能になるという点では受益性があるといえるが、国の解釈では願出は市に職権の発動(農用地利用計画の変更)を促す誘引に過ぎないとされていることから、受益者負担を課することは適当ではない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明		

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的(～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
優良農地の確保は、農業生産力の強化や農用地の効率的な活用に資するため、必要な事業である。		不要
★二次評価(経営戦略会議・部会)		